明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（四七）　六
〔政　令〕
○平成十九年十月以後における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令の一部を改正する政令（二〇六）　三元
〔府　令〕
○児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府五八）　三元
〔省　令〕
○支出官事務規程の一部を改正する省令（財務四四）　三元
○航空交通管制部組織規則の一部を改正する省令（国土交通六五）　四一
〔告　示〕
○児童福祉法第二十五条の二第八項のこども家庭庁長官が定める基準の一部を改正する件（こども家庭庁一〇）　四四
〔官庁報告〕
国家試験
二千二十四年度皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）公告（人事院）　四四
二千二十四年度刑務官採用試験公告（同）　四五
二千二十四年度入国警備官採用試験公告（同）　四八
二千二十四年度航空保安大学校学生採用試験公告（同）　四九
二千二十四年度海上保安大学校学生採用試験公告（同）　五〇
二千二十四年度海上保安学校学生採用試験公告（同）　五二
二千二十四年度気象大学校学生採用試験公告（同）　五三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　五五
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示、土地家屋調査士名簿登録等関係　五四
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人関係　五五
会社その他
会社決算公告　五九

本号で公布された法令のあらまし

◇子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（法律第四七号）（こども家庭庁）

一　子ども・子育て支援法の一部改正関係

1　目的及び定義の改正

(一)　法の目的及び「子ども・子育て支援」の定義に、子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現及び環境の整備を追加することとした。（第一条及び第七条第一項関係）

(二)　妊婦のための支援給付及び乳児等のための支援給付を子ども・子育て支援給付として追加することとした。（第八条関係）

2　妊婦のための支援給付の創設

妊婦のための支援給付は、妊婦支援給付金の支給とするものとし、妊婦であって、日本国内に住所を有するものに対して行うこととする等、妊婦のための支援給付について所要の規定の整備を行うこととした。（第一〇条の二～第一〇条の一五関係）

3　乳児等のための支援給付の創設

乳児等のための支援給付は、乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の支給とすることとし、現に施設型給付費等を受けておらず、かつ、子ども・子育て支援法第七条第一〇項第四号ハの政令で定める施設を利用していない満三歳未満の小学校就学前子どもの保護者に対し、当該小学校就学前子どもの特定乳児等通園支援（市町村長の確認を受けた乳児等通園支援を行う事業所の行う乳児等通園支援をいう。）の利用について行うこととする等、乳児等のための支援給付について所要の規定の整備を行うこととした。（第三〇条の一二～第三〇条の二一関係）

4　教育・保育等に関する情報の報告及び公表

特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者は、毎事業年度終了後五月以内に、当該事業年度に係る特定教育・保育施設設置者等経営情報（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所ごとの収益及び費用そ